公告第１号

福島県立福島高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の６第１項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第１項の規定により公告する。

平成２９年１１月１６日

福島県立福島高等学校長　菅野　誠

１　入札に付する事項

(1)　借入物品の名称及び数量　福島県立福島高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。）

(2)　借入物品の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

(3)　借入期間　平成３０年２月１日から平成３６年１月３１日まで

(4)　納入場所　入札説明書及び仕様書による。

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1)　施行令第167条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2)　公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3)　会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4)　この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。

(5)　当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。

(6)　当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

(7)　福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

３　入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、２の(4)から(7)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

(1)　提出期限　平成２９年１２月４日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前８時３０分から午後４時まで

(2)　提出場所　郵便番号９６０－８００２
福島県福島市森合町５－７２
福島県立福島高等学校　事務室
電話０２４－５３５－２３９１

(3)　提出方法　持参又は郵便による。

4　契約条項を示す場所等

(1)　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先　３の(2)に掲げる場所に同じ。

(2)　入札及び開札の日時　平成２９年１２月１５日（金）午前１０時００分

(3)　入札及び開札の場所　福島県立福島高等学校（福島県福島市森合町５－７２）

(4)　その他　郵便による入札書の提出は、認めない。

5　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金　入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の３以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第１項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2)　契約保証金　落札者は、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第１項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6　入札に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県立福島高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7　入札の無効

２の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8　その他

(1)　入札方法　落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2)　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。

(3)　契約書作成の要否　要

(4)　その他　詳細は、入札説明書による。